単位:円

自費料金一覧

2026.06.01～

一般診断書関係	診断書（院内様式）	3,300
	証明書（院内様式）	3,300
	領収証明書（院内様式）	1,650
	出生証明書（法令様式） 1通目	5,500
	出生証明書（法令様式）2通目以降	3,300
	死産証明書（法令様式）	無料
	死亡診断書（法令様式） 1通目	5,500
	死亡診断書（法令様式）2通目以降	4,400
	学童等治癒証明書	1,100
生命保険関係	入院手術等証明書（診断書）	7,700
	入院療養証明書	7,700
	かんぽ生命保険入院証明書	7,700
	かんぽ生命保険症状調査書（保険局請求）	7,700
自賠責保険関係	自賠責保険診断書	7,700
	自賠責診療報酬明細書	6,600
	自賠責後遺障害診断書	7,700
	交通共済見舞金請求診断書	4,400
公費医療適用関係	身体障害者診断書	4,400
	小児慢性疾患診断書	4,400
	難病治療患者診断書	4,400
	特定疾患認定申請診断書	4,400
	精神保健法公費負担診断書	3,300
労災保険関係	休業補償給付請求書	2,200
	障害補償給付請求書	4,400
	障害年金関係診断書	4,400
	遺族補償年金関係診断書	4,400
	はり・灸ﾏｯｻｰｼﾞ意見書	4,400
	傷病補償関係年金診断書	4,400
	注. 労働基準監督署へ直接請求の場合あり	
年金関係	障害福祉年金診断書	5,500
	年金裁定用診断書	5,500
診療録開示関係	診療録開示手数料	5,500
	診療記録コピー（A4白黒）	22／頁
	診療録閲覧	11,000／60分

その他関係	はり・灸ﾏｯｻｰｼﾞ意見書（健保外）	4,400
	裁判用診断書	5,500
	特殊診断書	5,500
	英文診断書	6,600
	外国語用明細書	6,600
	レントゲン・CT・MRI画像コピー（CD-R）	3,300／枚
	※診療録開示も同じ	
	セカンド・オピニオン	11,000／30分
	診察券再発行料	100
	面談料（弁護士・保険会社等）	5,500
その他検査等関係	妊娠反応検査	2,530
	新生児オプショナルスクリーニング検査（9項目）	15,000
	新生児オプショナルスクリーニング検査（14項目）	16,500
	PFC-FD	161,700
	※詳しくは整形外科外来まで	
	ヘルメット治療	400,000
	※詳しくは小児科外来まで	
	高気圧酸素治療	45,000／回
	※詳しくは各科外来まで	
分娩関係	マタニティーテキスト	3,300
	計画分娩費用	30,000
	新生児紙おむつ	500／日
検診関係 子宮がん	頸がん検診＋超音波	9,000
	頸がん検診断＋体がん検診＋超音波	12,500
小児科関係	就学前健診	3,300
	血液型検査	2,200
乳がん検診 目黒区以外 関係	A 診察＋マンモグラフィー（2方向）	13,200
	B 上記A＋超音波検査（エコー）	17,600
	C 診察＋超音波検査（エコー）【20代の方】	11,000
健康保険関係	出産手当金支給申請書	1,100
	出産育児一時金支給申請書	1,100

健康診断等関係	健康診断 A	14,300
	健康診断 B	14,300
	健康診断 C	7,700
	健康診断 D	3,300
	乳幼児健診（一般）（1か月）	6,600
	乳幼児健診（1歳、2歳）	6,600
	乳幼児健診（1歳6か月 目黒区外）	6,600
	乳幼児健診（2か月）	11,000
	栄養相談（一般・初回）	3,000
予防接種関係	MR（麻しん・風しん）	11,000
	DPT-IPV（4種混合）ワクチン	11,000
	DT(2種混合）ワクチン	4,400
	A型肝炎ワクチン	9,900
	B型肝炎ワクチン	5,500
	Hib（ヒブ）ワクチン	8,800
	不活化ポリオワクチン	11,000
	肺炎球菌予防接種（1回分）	
	ニューモバックス	11,000
	プレベナー又はバクニュバンス	11,880
	破傷風トキソイド（2回分）	8,800
	日本脳炎	5,500
	おたふく	5,500
	水痘	8,800
	帯状疱疹ワクチン シングリックス（全2回）	27,000/回
	乾燥弱毒性水痘ワクチン	8,800
	ロタウィルスワクチン	
	ロタリックス（全2回）	17,000/回
	ロタテック（全3回）	9,500/回
	BCG	8,250
	インフルエンザ（一般）	5,000
	インフルエンザ（小児）	4,000
	インフルエンザ（フルミスト）	8,500
	4価HPV（子宮頸癌予防ワクチン）（全3回）	17,600/回
	9価HPV（子宮頸癌予防ワクチン）（全3回）	33,000/回
	トリビック（3種混合）	5,500

※衛生材料等の治療、看護行為及びそれに関連した「ｻｰﾋﾞｽ」や「物」についての費用徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は行っていません。